

令和5年12月21日会議概要

第1 日時

令和5年12月21日（木）午前9時20分から午前11時15分までの間

第2 出席者

増田委員長、在田委員、池坊委員、森委員、森田委員
警察本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、
京都市警察部長、警察学校長、情報通信部長、総務部次長等
《書記 公安委員会補佐室長、公安委員会補佐室室長補佐》

第3 議事の概要

1 議題

(1) マタニティ制服の整備計画について

総務部次長から、妊娠中においても制服の着用を希望する女性警察官の要望に応えるため、マタニティ制服を整備することとした旨、報告があった。今回、セパレート（上衣、ベスト、ズボン）型とワンピース型の2点の試作品が完成したもので、いずれもゆったり作られており、特にセパレート型については、ズボンの腹部に伸縮性があることが最大の特徴となっている。今後、試着を通じ、改良点を確認しながら来年度からの本格的な整備をすすめていく旨、説明があった。

委員から、「当事者の声を反映して、りりしさの中にも快適さや動きやすさが工夫され可愛らしさのある良い制服になっていると思う。こういったことをきっかけに、ワークライフバランスの概念が、府警の中や一般に浸透することを期待するとともに、女性警察官の活躍にも寄与していくのではないかと思う。」旨、発言があった。

(2) 令和6年警察官採用試験受験勧奨活動の強化について

警務部長から、年々厳しさを増す採用情勢等を踏まえ、受験者数の更なる増加に向けた取組を強化する旨、報告があった。

警察官採用試験受験者へのアンケート結果に基づき、令和6年1月から、小学生や中学生向けの警察活動に関するリーフレットの作成・配布、警察を身近に感じることができる4コマ漫画のSNSへのアップロード、スマートフォンによる受験申込システムの導入等を順次実施予定である旨、説明があった。

委員から、「警察の仕事の大切さを子どものうちから伝えていくことは大切なことであり、また、製作した媒体をどのような場面で活用するかも重要である。」「勧奨活動は重要なので、これからもさまざまな工夫をしていただきたい。」旨、発言があった。

(3) 特定抗争指定暴力団の指定期限の延長について

刑事部長から、指定暴力団六代目山口組及び指定暴力団神戸山口組を特定抗争指定暴力団として指定期限を延長する必要性について説明があり、審議の上、延長を決定した。

(4) 皇后盃第42回全国都道府県対抗女子駅伝競走大会に伴う交通対策の実施について

交通部長から、令和6年1月14日実施される皇后盃第42回全国都道府県対抗女子駅伝競走大会に伴う交通対策の概要等について報告があった。

当日は、交通管制センターに対策本部を設置し、警察側約500人、主催者側約900人の体制で車両通行止めや中央線変移、信号制御等の交通規制を行う。従事員に対して規制要領の周知を徹底するとともに、主催者側との緊密な連携により競技の安全で円滑な運営、選手の安全確保に向けて関係者間の意思統一を図っていく旨、説明があった。

委員から、「大変人気のイベントであり、ご苦労であるがよろしく願います。」旨、発言があった。

(5) 追加報告

児童通告書のオンライン送付の試行実施結果について

生活安全部長から、児童虐待の通告手続きに関し、京都市外の4警察署と京都府の児童相談所との間で11月中実施したオンライン送付の試行結果について報告があった。警察側では、スムーズな手続きにより業務にかかる時間の短縮につながった、児童相談所側では、早く連絡を受けることで早い対応につながった等のメリットがあったもので、予定どおり来年1月から本格実施する旨、説明があった。

委員から、「大切な改善であり進歩だと思う。よろしく願います。」旨、発言があった。

(6) 監察案件

首席監察官から、監察案件1件について報告があった。

(7) 本部長総括

本部長から、「本日報告したマタニティ制服の整備計画や採用試験の勸奨活動等警察として、より魅力ある組織にするための具体的な取組を行っている。こういった取組は当然必要であるが、やはりハートの部分、マインドの部分時代の流れに即した形で変わらなければ警察官の志望者は増えないし、採用されても長続きしない。今後もマインドの部分も含め時代の変化に対応していくことで、警察が今の時代の若者にとって魅力的な組織であり続けるよう努力してまいりたいと思っている。」旨、発言があった。

2 個別決裁

(1) 京都府公安委員会に対する審査請求の裁決について

監察官室訟務官から、運転免許の更新処分を受けた者(2件2名)から、原処分を不服として審査請求がなされたことに伴い、審査請求の概要等について説明があり、審議の上、審査請求の棄却を決定した。

(2) 福島県警察に対する京都府警察職員の特別派遣について

警備部次長から、警察法第60条第1項に基づく福島県公安委員会からの援助要求に対して、京都府警察職員を派遣する旨の説明があり、審議の上、特別派遣することを決定した。

(3) 公安委員会宛て苦情について(受理2件・処理2件・意見要望1件)

公安委員会補佐室室長補佐から、公安委員会宛の苦情等申出に関して、受理2件、意見要望1件の報告があり、処理方針を決定した。また、過日受理した公安委員会宛の苦情等申出2件について、調査結果及び通知案の説明があり、審議の上、通知内容を決定した。

3 聴聞等

運転免許関係行政処分について

交通部聴聞官から、道路交通法の規定に基づく運転免許の行政処分に係る聴聞、意見聴取

の結果について説明があり、14件の行政処分を審議した。

4 個別報告

(1) 京都府暴力団排除条例に基づく勧告の実施について

暴力団対策室長から、組織犯罪対策第二課と城陽警察署は、暴力団員に対して利益供与を行ったとして、生コン販売業者及び暴力団員の男性1名に対し、京都府暴力団排除条例に基づく勧告を実施した旨、報告があった。

(2) 放置違反金納付命令取消請求控訴事件の勝訴について

監察官室訟務官から、京都府公安委員会を被控訴人とする放置違反金納付命令取消請求控訴事件につき、12月14日、大阪高等裁判所は、本件控訴を棄却する判決を言い渡した旨、報告があった。

(3) 当面の行事予定等について

公安委員会補佐室長から、次回の公安委員会定例会議及び出席予定行事等について報告があった。